

# 岡山県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査指針

昭和55年9月11日 自保第275号 環境部長通知  
(改正) 平成15年6月20日 自第127号 生活環境部長通知  
(改正) 平成23年5月20日 自第141号 環境文化部長通知  
(改正) 平成27年12月18日 自第378号 環境文化部長通知

## 目 次

第1	共通指針	1
第2	審査指針	1
1	工作物を新築し、改築し、又は増築すること	1
(1)	建築物	1
(2)	車道	4
(3)	分譲地等のための道路又は上下水道施設	6
(4)	屋外運動施設	7
(5)	風力発電施設	8
(6)	太陽光発電施設	9
(7)	仮設工作物	10
(8)	その他の工作物	10
2	木竹を伐採すること	11
3	知事が指定する区域内において木竹を損傷すること	12
4	鉱物を掘採し、又は土石を採取すること	13
(1)	露天掘によるもの	13
(2)	露天掘以外の方法によるもの	14
5	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと	14
6	知事が指定する湖沼又は湿原等へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	14
7	広告物等を掲出、設置又は表示すること	15
8	知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること	16
9	水面を埋め立て、又は干拓すること	17
10	土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること	18
11	知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること	19
12	知事が指定する区域内において知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと	19
13	知事が指定する動物を捕獲若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること	19
14	知事が指定する区域内において知事が指定する動物を放つこと	20
15	屋根、壁面等の色彩を変更すること	20
16	知事が指定する区域内へ、知事が指定する期間内に立ち入ること	20
17	知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること	20
第3	用語の解釈及び運用の方法について	21
1	用語の解釈	21
2	運用の方法	24

# 第1 共通指針

1 岡山県立自然公園条例（昭和48年岡山県条例第34号。以下「条例」という。）第19条第3項に基づく、許可申請に係る各種行為については、第2 審査指針の各行為の区分ごとに定める審査指針に従って、許可の適否の判断を行うものとする。

ただし、審査指針に規定する全ての要件に適合する行為であっても、次に掲げる場合にあっては、許可しないこととする。

- (1) 申請に係る行為が、当該地域の風致景観の維持に著しい支障を与える特別な事由があると認められる場合
- (2) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかでない行為について、条例第19条第3項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実に認められる場合
- (3) 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致景観の維持上の支障を軽減するために必要な措置が講じられていると認められない場合

2 岡山県立自然公園条例施行規則（昭和48年岡山県規則第46号。以下「規則」という。）第12条第3項に規定する場合その他当該行為が当該地域の風致景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めた場合にあっては、行為に着手しようとする者に対し、事前に総合的に調査させ、それらの結果が判明した後には許可の適否の判断を行うものとする。

# 第2 審査指針

1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。（条例第19条第3項第1号）

- (1) 建築物
  - ア 許可しない地域

対 象 地 域
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</li> <li>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</li> <li>3 地形又は地質が特異である地域</li> <li>4 特異な自然現象が生じている地域</li> <li>5 優れた天然林の地域</li> <li>6 学術的価値を有する人工林の地域</li> </ul>
例 外
<p>次の1から3までのいずれかに該当する行為であって、イの許可の要件の（サ）に適合するもの（ただし、当該建築物が区分①の仮設建築物である場合には、（ケ）及び（サ）に適合するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 既存建築物の改築又は建替え（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</li> <li>2 災害により滅失した建築物の復旧のための新築（同上）</li> <li>3 学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築。</li> </ul>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件					
各建築物の区分（①～⑤）ごとに、（ア）から（オ）までの全ての項目に適合するものであること。					
区分 項目	①仮設建築物 （設置期間が3年を超えず、かつ当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるもの）	②④現住者住宅等（①に該当するものを除く。）又は⑥農林漁業を営むために必要な建築物（①及び②の④に該当するものを除く。）	③基準日前造成分譲地等内建築物等（①及び②に該当するものを除く。）	④集合住宅、集合別荘、保養所、分譲地等内建築物及びこれらと用途上不可分である建築物（①、②及び③に該当するものを除く。）	⑤その他の建築物（①から④までに該当するものを除く。）
（ア）敷地面積	————	————	————	以上 ・ 1,000㎡ ・ 250㎡/1戸 （集合別荘及び集合住宅に限る。）	————
（イ）建築面積	————	————	以下 2,000㎡	以下 2,000㎡	以下 2,000㎡
（ウ）建ぺい率	————	————	以下 敷地面積が、 500㎡未満 10% 500㎡以上 1,000㎡未満 15% 1,000㎡以上 20%	以下 20%	以下 敷地面積が、 500㎡未満 10% 500㎡以上 1,000㎡未満 15% 1,000㎡以上 20%
（エ）容積率	————	————	以下 敷地面積が、 500㎡未満 20% 500㎡以上 1,000㎡未満 30% 1,000㎡以上 40%	以下 40%	以下 敷地面積が、 500㎡未満 20% 500㎡以上 1,000㎡未満 30% 1,000㎡以上 40%
（オ）建築物の 高さ（階数）	————	以下 ① 13m（－） ② ————	以下 10m（2階）	以下 10m（2階） （分譲地等内建築物に限る。）  13m（－） （分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅及び保養所に限る。）	以下 13m（－）
既存建築物の高さが上記基準を超える場合の増・改築にあつては既存建築物の高さ以下であること。					

区分 項目	①仮設建築物 (設置期間が3年を超えず、かつ当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるもの)	②④現住者住宅等(①に該当するものを除く。)又は⑤農林漁業を営むために必要な建築物(①及び②の④に該当するものを除く。)	③基準日前造成分譲地等内建築物等(①及び②に該当するものを除く。)	④集合住宅、集合別荘、保養所、分譲地等内建築物及びこれらと用途上不可分である建築物(①、②及び③に該当するものを除く。)	⑤その他の建築物(①から④までに該当するものを除く。)
(カ) 地形勾配	—	—	—	以下 30%	以下 30%
(キ) 建築物の地上部分の水平投影外周線からの距離	—	—	—	以上 公園事業道路等の路肩までの距離 20m その他の道路の路肩までの距離 5m 敷地境界線までの距離 5m	
(ク) 建築場所	—	—	—	建築物(地下部を含む。)の水平投影外周線で囲まれる土地及びその周辺の土地が自然草地等でないこと。	—
				保存緑地でないこと。	
(ケ) 跡地	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされていること。	—	—	—	—
(コ) 位置	1 主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。 2 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。				
(サ) 屋根及び壁面の色彩、形態	周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。				
例 外					
<p>次の1から3までのいずれかに該当する行為であって、許可の要件の(サ)に適合するもの(ただし、当該建築物が区分①の仮設建築物である場合には、(ケ)及び(サ)に適合するもの)</p> <p>1 既存建築物の改築又は建替(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</p> <p>2 災害により滅失した建築物の復旧のための新築(同上)</p> <p>3 学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築</p>					

(2) 車 道 ((3) に該当するものを除く。)

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域（改築又は増築により新たに通過することとなる当該地域を含む。）のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</li> <li>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</li> <li>3 地形又は地質が特異である地域</li> <li>4 特異な自然現象が生じている地域</li> <li>5 優れた天然林の地域</li> <li>6 学術的価値を有する人工林の地域</li> </ol>	<p>次の1又は2に掲げる行為のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地表に影響を及ぼさない方法による車道の新築であって、残土を特別地域外に搬出する（残土を特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難と認められる場合は、左の対象地域に該当する地域を除く特別地域内で、その風致の維持に支障を及ぼさない方法により処理する）計画になっているものうち、次の(1)から(5)までに掲げる車道のいずれかの新築             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林漁業、鉱業、採石業の用に供される車道であって、当該車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</li> <li>(2) 公益上必要と認められる車道であって、当該車道を設けなければその目的を達成することが困難であると認められるもの</li> <li>(3) 地域住民の日常生活の用に供される車道</li> <li>(4) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けなければその目的の達成が困難と認められるもの</li> <li>(5) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</li> </ol> </li> <li>2 砂防工事等、地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行う車道（1の(1)から(5)までに掲げる車道のいずれかに該当するものに限る。）の新築であって、残土を特別地域外に搬出する（残土を特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難と認められる場合は、左の対象地域に該当する地域を除く特別地域内で、その風致の維持に支障を及ぼさない方法により処理する）計画になっているものうち、その設計が、次の(1)から(4)までに掲げる要件の全てを満たしているもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土部分の土砂が流出や崩壊を生じないよう、十分な措置が講じられていること。</li> <li>(2) 法面が緑化されることになっており、その緑化方法が郷土種を用いる等行為地及びその周辺の状況に照らして妥当と認められること。ただし、交通安全上若しくは防災上必要やむを得ない場合又は法面が硬岩である等緑化が困難と認められる場合は、この限りでない。</li> <li>(3) 線形を地形に順応させること、又は橋梁、棧道、ずい道等を使用することで、切土、盛土を極力少なくするよう配慮されていること。</li> <li>(4) 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</li> </ol> </li> </ol>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>I 新築する場合</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも適合する行為であること。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる車道（自転車を除く。）のうち、いずれかの新築であること。</p> <p>ア 農林漁業、鉱業、採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けなければその目的を達成することが困難と認められるもの</p> <p>イ 地域住民の日常生活の用に供される車道</p> <p>ウ 公益上必要と認められる車道であって、当該車道を設けなければその目的の達成が困難と認められるもの</p> <p>エ 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けなければその目的の達成が困難と認められるもの</p> <p>オ 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p> <p>(2) その設計が、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たしている車道の新築であること。</p> <p>ア 盛土部分の土砂が流出や崩壊を生じないよう、十分な措置が講じられていること。</p> <p>イ 残土を特別地域外に搬出する（残土を特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難と認められる場合は、特別地域内（ア（許可しない地域）の対象地域に該当する地域を除く。）で、その風致の維持に支障を及ぼさない方法により処理する）計画になっていること。</p> <p>ウ 法面が緑化されることになっており、その緑化方法が郷土種を用いる等行為地及びその周辺の状況に照らして妥当と認められること。ただし、交通安全上若しくは防災上必要やむを得ない場合又は法面が硬岩である等緑化が困難と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 線形を地形に順応させること、又は橋梁、栈道、ずい道等を使用することで、切土、盛土を極力少なくするよう配慮されていること。</p> <p>オ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>II 改築又は増築する場合</p> <p>設計が、Iの(2)のアからオまでに規定する要件の全てを満たしている車道の改築又は増築であること。</p>	<p>な し</p>

(3) 分譲地等のための道路又は上下水道施設

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次の1及び2に掲げる地域</p> <p>1 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>(1) 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>(2) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>(3) 地形、地質が特異である地域</p> <p>(4) 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>(5) 優れた天然林の地域</p> <p>(6) 学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>2 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域</p>	<p>な し</p>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から5までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 関連分譲地等が、ア（許可しない地域）の対象地域に該当する地域内で造成されないこと。</p> <p>2 関連分譲地等の造成の計画において、次のように計画されていること。</p> <p>(1) 一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）が全て、1,000㎡以上であること。</p> <p>(2) 勾配が30%を超える傾斜地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地の全てが保存緑地として確保されていること。</p> <p>(3) (2)の保存緑地以外に、関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地が保存緑地として確保されていること。</p> <p>(4) 関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下であること。</p> <p>(5) 下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が適切に整備される等、分譲地等の造成が周辺の風致景観の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。</p> <p>3 2に規定する計画で保存緑地とされた土地における新築でないこと。</p> <p>4 関連分譲地等が次の(1)及び(2)のいずれにも適合する方法で売買されること。</p> <p>(1) 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区画を購入者に図面をもって明示すること。</p>	<p>な し</p>

<p>(2) 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については、条例第19条第3項の規定による許可を受けられる見込みがない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。</p> <p>5 その設計が、次の(1)から(5)までに掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>(1) 盛土部分の土地が流出又は崩壊を生じないよう、十分な措置を講じていること。</p> <p>(2) 残土を特別地域外に搬出する（残土を特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難と認められる場合は、特別地域内（ア（許可しない地域）の対象地域に該当する地域を除く。）で、その風致の維持に支障を及ぼさない方法により処理する）計画になっていること。</p> <p>(3) 法面が緑化されることになっており、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為地及びその周辺の状況に照らして妥当と認められること。ただし、交通安全上若しくは防災上必要やむを得ない場合又は法面が硬岩である等緑化が困難と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 線形を地形に順応させること、又は橋梁、棧道、ずい道等を使用することで、切土、盛土を極力少なくするよう配慮されていること。</p> <p>(5) 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p>	
--	--

(4) 屋外運動施設  
ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次の1及び2に掲げる地域</p> <p>1 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>(1) 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>(2) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>(3) 地形又は地質が特異である地域</p> <p>(4) 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>(5) 優れた天然林の地域</p> <p>(6) 学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>2 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域</p>	<p>な し</p>



イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から12までの全てに適合する行為であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該施設が主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。</li> <li>2 当該施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。</li> <li>3 申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。</li> <li>4 総施設面積（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む同一敷地内にある全ての工作物の地上部分の水平投影面積の合計をいう。）の敷地面積に対する割合が、40%以下であること。</li> <li>5 当該施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%以下であること。</li> <li>6 当該施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上、敷地境界線から5m以上離れていること。</li> <li>7 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の合計が2,000㎡以下であること。</li> <li>8 土地の形状変更の規模が必要最小限であると認められること。</li> <li>9 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。</li> <li>10 支障木の伐採が僅少であること。</li> <li>11 当該施設の色彩及び形態が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</li> </ol>	<p>な し</p>

(5) 風力発電施設

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</li> <li>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</li> <li>3 地形又は地質が特異である地域</li> <li>4 特異な自然現象が生じている地域</li> <li>5 優れた天然林の地域</li> <li>6 学術的価値を有する人工林の地域</li> </ol>	<p>学術研究その他公益上必要と認められる施設の新築、改築又は増築であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもののうち、イの許可の要件の3から7までの全てに適合するもの</p>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から7までの全てに適合する行為であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該施設が主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。</li> </ol>	<p>学術研究その他公益上必要と認められる施設の新築、改築又は増築であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができない</p>

<p>2 当該施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。</p> <p>3 当該施設の外部の色彩及び形態がその周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>4 当該施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされていること。</p> <p>5 土地の形状変更の規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>6 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>7 野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>と認められるもののうち、左の許可の要件の3から7までの全てに適合するもの</p>
--	---

(6) 太陽光発電施設（土地に定着させるものに限る）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次の1及び2に掲げる地域</p> <p>1 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>(1) 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>(2) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>(3) 地形又は地質が特異である地域</p> <p>(4) 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>(5) 優れた天然林の地域</p> <p>(6) 学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>2 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域</p>	<p>次の1又は2に適合するもの</p> <p>1 左の1に掲げる地域であって、次のA及びBに適合し、かつイの許可の要件に適合するもの</p> <p>2 左の2に掲げる地域であって、次のAに適合するとともに、BからDまでのいずれかに適合し、かつイの許可の要件に適合するもの</p> <p>A 同一敷地内の当該施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。</p> <p>B 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>C 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> <p>D 農林漁業に付随して行われるものであること。</p>

イ その他の地域(許可しない地域以外の地域)

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から11までの全てに適合するものであること。</p> <p>1 当該施設が主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。</p> <p>2 当該施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。</p> <p>3 当該施設の色彩及び形態が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>4 当該施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>5 当該施設にかかる土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。</p> <p>6 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>7 当該施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>8 当該施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路</p>	<p>1 左の許可の要件のうち1又は2に適合しない場合は、次のA及びBに適合するもの</p> <p>2 左の許可の要件のうち7から10までのいずれかに適合しない場合は、次のAに適合するとともに、BからDまでのいずれかに適合するもの。</p> <p>A 同一敷地内の当該施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること</p> <p>B 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>C 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> <p>D 農林漁業に付随して行われるものであること。</p>

<p>の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>9 当該施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>10 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>11 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p>	
--	--

(7) 仮設工作物（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものをいう。ただし、(1)から(6)までに該当するものを除く。）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>3 地形又は地質が特異である地域</p> <p>4 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>5 優れた天然林の地域</p> <p>6 学術的価値を有する人工林の地域</p>	<p>次の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当するものであって、イの許可の要件の1及び4のいずれにも適合するもの</p> <p>1 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>2 既存の工作物の改築若しくは建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</p> <p>3 学術研究その他公益上必要と認められる工作物であって申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築</p>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から4までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 当該工作物の撤去に関する計画において、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされていること。</p> <p>2 当該工作物が主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。</p> <p>3 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。</p> <p>4 特殊な用途を有する工作物を除き、当該工作物の外部の色彩、並びに形態が周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p>	<p>次の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当するものであって、左の許可の要件の1及び4のいずれにも適合するもの</p> <p>1 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>2 既存の工作物の改築若しくは建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</p> <p>3 学術研究その他公益上必要と認められる工作物であって、申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築</p>

(8) その他の工作物（(1)から(7)までのいずれにも該当しないもの）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域	次の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当

<p>のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</li> <li>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</li> <li>3 地形又は地質が特異である地域</li> <li>4 特異な自然現象が生じている地域</li> <li>5 優れた天然林の地域</li> <li>6 学術的価値を有する人工林の地域</li> </ol>	<p>するものであって、イの許可の要件の4及び5のいずれにも適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</li> <li>2 既存の工作物の改築若しくは建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</li> <li>3 学術研究その他公益上必要と認められる工作物であって、申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築</li> </ol>
---	---

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から5までの全てに適合する行為であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる行為のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為</li> <li>(2) 農業、林業又は漁業に附随して行われる行為</li> <li>(3) 既に建築物の設けられている敷地内において行われる行為</li> <li>(4) 学術研究その他公益上必要と認められる行為</li> </ol> </li> <li>2 当該工作物が主要な展望地からの展望に著しい妨げとならないこと。</li> <li>3 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。</li> <li>4 特殊な用途を有する工作物を除き、当該工作物の外部の色彩、並びに形態が周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</li> <li>5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置しないこと。</li> </ol>	<p>次の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当するものであって、左の許可の要件の4及び5のいずれにも適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</li> <li>2 既存の工作物の改築若しくは建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</li> <li>3 学術研究その他公益上必要と認められる工作物であって、申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築</li> </ol>

2 木竹を伐採すること。（条例第19条第3項第2号）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県</p>	<p>学術研究その他公益上必要と認められる行為、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる</p>

を代表する学術的価値を有していると認められる地域 1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域 2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域 3 地形、地質が特異である地域 4 特異な自然現象が生じている地域 5 優れた天然林の地域 6 学術的価値を有する人工林の地域	行為、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われる行為又は測量のために行われる行為
---	---

イ その他の地域

許 可 の 要 件	例 外
<p>I 択伐法による場合</p> <p>次の(1)から(3)までの全てに適合する行為であること。</p> <p>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した現在蓄積の択伐率が、次のとおりであること。</p> <p>ア 薪炭林にあつては、60%以下であること。</p> <p>イ 用材林にあつては、30%以下であること。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹（立竹を除く。）の樹齢が、標準伐期齢以上であること。</p> <p>(3) 利用施設等の周辺で行う場合は、単木択伐法による伐採であること（当該場所が造林地、要改良林分及び薪炭林である場合を除く。）。</p> <p>II 皆伐法による場合</p> <p>次の(1)から(4)までの全てに適合する行為であること。</p> <p>(1) 1 伐区の面積が2ヘクタール以下であること。（疎密度3より多く保存木を残す場合、又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合を除く。）。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹（立竹を除く。）の樹齢が、標準伐期齢以上であること。</p> <p>(3) 当該伐区が、皆伐法による伐採後更新して5年未満の伐区に隣接していないこと。</p> <p>(4) 利用施設等の周辺で行われないこと（当該場所が造林地、要改良林分及び薪炭林である場合を除く。）。</p>	<p>学術研究その他公益上必要と認められる行為、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われる行為又は測量のために行われる行為</p>

3 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。（条例第19条第3項第3号）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1及び2のいずれにも適合する行為であること。</p> <p>1 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 当該木竹の生育に支障を及ぼすおそれがない</p>	<p>なし</p>

こと。

4 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。(条例第19条第3項第4号)

(1) 露天掘によるもの

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例	外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>3 地形又は地質が特異である地域</p> <p>4 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>5 優れた天然林の地域</p> <p>6 学術的価値を有する人工林の地域</p>	な	し

イ その他の地域

許 可 の 要 件	例	外
<p>原則として、許可しない。</p>	<p>次の1から6までに掲げる行為のいずれかに該当するもの</p> <p>1 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われる行為</p> <p>2 農業、林業及び漁業の用に供するために慣行的に行われる行為</p> <p>3 学術研究その他公益上必要と認められる行為であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの</p> <p>4 河川に堆積した砂利を採取する行為であって、採取場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるもののうち、河川の水を汚濁しない方法により行われるもの</p> <p>5 露天掘による掘採又は採取が、条例の許可を得て、又は届出をして現に行われている土地に隣接した土地で、当該事業者の生業の維持のために行われる行為(4又は6に該当するものを除く。)であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合するもの</p> <p>(1) 掘採又は採取の期間及び規模が明確にされており、自然的、社会経済的条件に鑑み、必要最小限と認められること。</p> <p>(2) 掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴わないこと。</p> <p>(3) 掘採又は採取終了後の跡地整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされていること。</p> <p>6 既に鉱業権が設定されている区域内での鉱物の掘採(平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内においては、主要な利用施設等の周辺で行われないものに限る。)であって、露天掘以外の方法によることが著しく困難と認められるもの</p>	

(2) 露天堀以外の方法によるもの

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>3 地形又は地質が特異である地域</p> <p>4 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>5 優れた天然林の地域</p> <p>6 学術的価値を有する人工林の地域</p>	<p>次の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当するもの</p> <p>1 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われる行為</p> <p>2 農業、林業及び漁業の用に供するために慣行的に行われる行為</p> <p>3 学術研究その他公益上必要と認められる行為であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの</p>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>坑口又は掘削口がア（許可しない地域）の対象地域に該当する地域内に設けられないこと。</p>	<p>アの例外の1から3までに掲げる行為のいずれかに該当するもの</p>

5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。（条例第19条第3項第5号）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から3までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められる行為</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為</p> <p>(3) 農業又は漁業に附随して行われる行為</p> <p>2 水位の変動についての計画が明らかであって、野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>3 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域に支障を及ぼすおそれがないこと（基準日において条例の許可を受け、又は届出をして現に行われている行為であって、従来の規模を超えない程度のものについては、この限りでない。）。</p> <p>(1) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>(2) 優れた天然林の地域</p> <p>(3) 学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>(4) 優れた風致景観を有する河川、湖沼等の地域</p>	<p>な し</p>

6 知事が指定する湖沼又は湿原等へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

（条例第19条第3項第6号）

許 可 の 要 件	例 外

<p>次の1及び2のいずれにも適合する行為であること。</p> <p>1 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められる施設であること。</p> <p>2 当該汚水又は廃水が条例第19条第3項第6号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	<p>な し</p>
--	------------

7 広告物等を掲出、設置又は表示すること。(条例第19条第3項第7号)

許 可 の 要 件	例 外
<p>I 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内、事業若しくは営業を行っている場所内において、所在地、名称、商標、営業内容等事業のために必要である事項を明らかにするために行われる行為又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われる行為</p> <p>次の(1)から(5)までの全てに適合する行為であること。</p> <p>(1) 表示面の面積が5㎡以下であって、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下であること。</p> <p>(2) 表示面の高さ又は広告物の高さが5m(既設工作物に掲示又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ)以下であること。</p> <p>(3) 必要以上に刺激的な印象を与えるなど形態及び色彩が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>(4) 光源を用いる場合、当該光源(光源を内蔵する物にあつては表示面)が白色系であること。</p> <p>(5) 動光又は光の点滅を伴わないこと。</p> <p>II 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業若しくは営業を行っている場所へ誘導するために行われる行為</p> <p>次の(1)から(7)までの全てに適合する行為であること。</p> <p>(1) 設置目的、地理的条件に照らして必要と認められること。</p> <p>(2) 個々の表示面の面積が1㎡以下であること。</p> <p>ただし、複数の広告物の乱立を整理する目的で統合する場合にあつては、表示面の面積の合計が10㎡以下であること。</p> <p>(3) 表示面の高さ又は広告物の高さが5m以下であること。</p> <p>(4) 必要以上に刺激的な印象を与えるなど形態及び色彩が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p>	<p>救急病院、警察等特殊な用途を有する施設を示すために行われる行為、地域の年中行事等として一時的に行われる行為、地域住民に一定事項を知らしめるための行為であつて、地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われる行為又は保安の目的で行われる行為</p>



- (5) 既に複数の広告物等が掲出、設置又は表示されている地域においては、当該行為に伴う広告物等の集中が、周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- (6) 光源を用いる場合、当該光源（光源を内蔵する物にあっては表示面）が白色系であること。
- (7) 動光又は光の点滅を伴わないこと。

### III 指導標、案内板、解説板類の設置等

次の(1)から(7)までの全てに適合する行為であること。

- (1) 表示面の面積が5㎡以下であること。ただし、複数の広告物の乱立を整理する目的で統合する場合にあっては、表示面の面積の合計が10㎡以下であること。
- (2) 表示面の高さ又は広告物の高さが5m以下であること。
- (3) 必要以上に刺激的な印象を与えるなど形態及び色彩が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- (4) 設置者名の表示面積が300cm<sup>2</sup>以下であること。
- (5) 同一物に設置者名が重複して表示されないこと。
- (6) 光源を用いる場合、当該光源（光源を内蔵する物にあっては表示面）が白色系であること。
- (7) 動光又は光の点滅を伴わないこと。

### IV 広告が表示されたベンチ、くず籠等の簡易施設の設置

次の(1)から(5)までの全てに適合する行為であること。

- (1) 広告部分の面積が300cm<sup>2</sup>以下であること。
- (2) 同一施設に設置者名が重複して表示されないこと。
- (3) 必要以上に刺激的な印象を与えるなど形態及び色彩が、その周辺の風致景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- (4) 商品名が表示されていないこと。
- (5) 設置者の営業内容の宣伝の文言が用いられていないこと。

## 8 知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。(条例第19条第3項第8号)

### ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
次の1又は2に掲げる地域 1 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県	次の1又は2に掲げる行為のいずれかに該当するもの 1 地域住民の日常生活の維持のために必要と認め

を代表する学術的価値を有していると認められる地域 (1) 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域 (3) 地形又は地質が特異である地域 (4) 特異な自然現象が生じている地域 (5) 優れた天然林の地域 (6) 学術的価値を有する人工林の地域 2 自然草地等	られる行為又は農林漁業に付随して行われる行為であって、イの許可の要件の4から8までの全てに適合するもの 2 公益上必要な行為であって、イの許可の要件の2及び4から8までの全てに適合するもの
---	---

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から10までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵しないこと。</p> <p>2 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>3 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められること。</p> <p>4 集積し、又は貯蔵する物が、樹木その他の遮へい物により、利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されないこと。</p> <p>5 集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えないこと。</p> <p>6 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>7 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>8 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。</p> <p>9 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>10 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされていること。</p>	<p>次の1又は2に掲げる行為のいずれかに該当するもの</p> <p>1 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為又は農林漁業に付随して行われる行為であって、左の許可の要件の4から8までの全てに適合するもの</p> <p>2 公益上必要な行為であって、左の許可の要件の2及び4から8までの全てに適合するもの</p>

9 水面を埋め立て、又は干拓すること。（条例第19条第3項第9号）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>1 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として</p>	<p>学術研究上必要と認められる行為であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもののうち、イの許可の要件の2及び3のいずれにも適合するもの</p>

重要な水辺地又は水面 2 優れた自然景観を有する海岸、湖岸、河岸その他の水辺地又はこれらの地先水面	
--	--

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から3までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 次の(1)から(4)までに掲げる行為のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められる行為</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為</p> <p>(3) 農業又は漁業に附随して行われる行為</p> <p>(4) 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われる行為</p> <p>2 1の(4)に該当する場合を除き、当該埋立て、干拓又はこれらに関連する行為が隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が、軽微であること。</p> <p>3 廃棄物による埋立てでないこと。</p>	なし

10 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。（条例第19条第3項第10号）

ア 許可しない地域

対 象 地 域	例 外
<p>次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、学術調査の結果等から当該地域が、県を代表する学術的価値を有していると認められる地域</p> <p>1 風衝地、湿原等植生復元が困難な地域</p> <p>2 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域</p> <p>3 地形又は地質が特異である地域</p> <p>4 特異な自然現象が生じている地域</p> <p>5 優れた天然林の地域</p> <p>6 学術的価値を有する人工林の地域</p>	<p>次の1又は2に掲げる行為のいずれかに該当するもの</p> <p>1 学術研究その他公益上必要と認められる行為であって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもののうち、イの許可の要件の1から4まで、6及び7の全てに適合するもの</p> <p>2 現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為のうち、イの許可の要件の4、6及び7の全てに適合するもの</p>

イ その他の地域（許可しない地域以外の地域）

許 可 の 要 件	例 外
<p>次の1から7までの全てに適合する行為であること。</p> <p>1 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するための行為でないこと。</p> <p>2 土地を階段状に造成しないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められる行為については、この限りでない。</p>	なし

<p>3 ゴルフ場を造成するために行われる行為（既存のゴルフコースの改築のために行われるものを除く。）でないこと。</p> <p>4 廃棄物による埋立てでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるものは、この限りでない。</p> <p>5 申請に係る場所以外の場所ではその目的を達成することができないと認められること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められる行為については、この限りでない。</p> <p>6 当該土地形状変更等の規模が必要最少限と認められること。</p> <p>7 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。</p>
---

11 知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。（条例第19条第3項第11号）

許 可 の 要 件	例	外
<p>次の1及び2のいずれにも適合する行為であること。</p> <p>1 学術研究その他公益上必要と認められ、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 採取し、又は損傷しようとする植物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該植物の保存に資する場合は、この限りでない。</p>	な	し

12 知事が指定する区域内において知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。（条例第19条第12号）

許 可 の 要 件	例	外
<p>次の1又は2のいずれかに適合する行為であること。</p> <p>1 学術研究その他公益上必要と認められ、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 災害復旧のための行為であること。</p>	な	し

13 知事が指定する動物を捕獲若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。（条例第19条第3項第13号）

許 可 の 要 件	例	外
<p>次の1及び2のいずれにも適合する行為であること。</p> <p>1 学術研究その他公益上必要と認められ、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>2 捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採</p>	な	し

取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動物の保存に資する場合は、この限りでない。	
---	--

14 知事が指定する区域内において知事が指定する動物を放つこと（指定動物が家畜である場合の当該家畜の放牧を含む）。（条例第19条第14号）

許 可 の 要 件	例	外
I 指定動物が家畜である場合 次の(1)及び(2)のいずれにも適合する行為であること。 (1) 学術研究その他公益上必要と認められ、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。 (2) 当該放牧が反復継続して行われないこと。  II 指定動物が家畜でない場合 Iの(1)に適合する行為であること。	な	し

15 屋根、壁面等の色彩を変更すること。（条例第19条第3項第15号）

許 可 の 要 件	例	外
周辺の風致景観との調和を著しく乱す色彩への変更でないこと。 ただし、特殊な用途を有する物の色彩の変更については、この限りでない。	な	し

16 知事が指定する区域内へ、知事が指定する期間内に立ち入ること。（条例第19条第3項第16号）

許 可 の 要 件	例	外
次の1又は2のいずれかに適合する行為であること。 1 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次の(1)又は(2)に掲げる行為のいずれかに該当するものであること。 (1) 学術研究その他公益上必要と認められる行為 (2) 野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがない行為 2 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	な	し

17 知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。（条例第19条第3項第17号）

許 可 の 要 件	例	外
次の1又は2のいずれかに適合する行為であること。 1 申請に係る場所以外の場所においてはその目的	な	し

を達成することができないと認められる行為であって、次の(1)又は(2)に掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

- (1) 学術研究その他公益上必要と認められる行為
- (2) 野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがない行為

2 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

### 第3 用語の解釈及び運用の方法について

#### 1 用語の解釈

(1) 工 作 物

ダム、橋、鉄塔、建築物等人為的労作によって築造される施設をいう。

(2) 建 築 物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（建築設備（建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）をいう。

(3) 基 準 日

昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日）をいう。

(4) 住宅部分を含む建築物

同一建築物内に当該建築物の所有者自らの居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上ある店舗併用住宅、民宿その他の建築物をいう。

(5) 現住者住宅等

住宅（専ら次に掲げる者のみが居住するための建築物をいい、集合住宅を含む。）若しくは住宅部分を含む建築物（延べ面積が400㎡以下であつて、①に掲げる者が居住するものに限る。）又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物をいう。ただし、基準日以後に条例に規定する許可申請をして造成を行った分譲地等（(8)に規定する分譲地等をいう。）内に建築するものを除く。

① 基準日において当該場所に現に居住していた者（基準日現在、申請に係る場所に居住していた者から相続を受けた者、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第9号に規定する開発行為として特別地域内に住宅の新築、改築若しくは増築を行おうとする者であつて、当該行為に係る知事への届出を基準日前に既に完了していたもの等を含む。）

② 申請に係る場所が位置する自然公園内において既に執行され、若しくは執行されようとしている公園事業、当該公園内において農林漁業、鉱業、採石業等の土地に定着した産業に従事する者及び従事しようとする者、又は申請に係る場所が位置する特別地域内で現に行われ、若しくは行われようとしている事業に従事する者及び従事しようとする者等であつて、諸般の状況から申請に係る場所に居住することが必要と特に認められる者（季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者を除く。）

(6) 集合別荘

同一棟内に、独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。

(7) 集合住宅

同一棟内に、独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。

- (8) 分譲地等  
分譲することを目的とした一連の土地又は売却すること、貸付すること若しくは一時使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定となっている一連の土地をいう。
- (9) 基準日前造成分譲地等内建築物等  
基準日前にその造成に係る行為について条例第19条第3項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第19条第5項の規定による届出をした分譲地等内で建築する建築物及びこれらと用途上不可分である建築物をいう。
- (10) 関連分譲地等  
道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等をいう。
- (11) 敷地面積  
敷地（建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物がある1区画の土地をいい、保存緑地及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項、第3項又は第5項の規定により同法上の道路とみなされる土地を除き、屋外運動施設を併設する場合の当該施設の敷地を含む。）の水平投影面積をいう。
- (12) 建築面積  
第2 審査指針の1の(1)のイの区分③の建築物にあつては建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積、同④及び⑤の建築物にあつては建築物の地上部分の水平投影面積をいう。
- (13) 建ぺい率  
同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（(12)に規定する建築面積をいう。）の合計の敷地面積（屋外運動施設を併設する場合の当該施設の敷地面積を含む。）に対する割合をいう。
- (14) 容積率  
同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）の合計の敷地面積に対する割合をいう。
- (15) 建築物の高さ  
避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。
- (16) 地形勾配  
当該建築物（地下部を含む。）の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配をいう。
- (17) 公園事業道路等  
公園事業として執行された道路（自転車道及び歩道を含む。）又はこれと同等の利用がなされ、管理計画等により当該公園の利用に資していると認められている公道をいう。
- (18) 自然草地等  
次に掲げる地域をいう。  
① 自然草地  
② 低木林地（気象条件等により、平屋建ての建築物が四囲から容易に望見される程度の高さしか樹木が生育し得ない樹林地をいう。）  
③ 採草放牧地  
④ 砂丘、溶岩原等高木の生育が困難な地域
- (19) 保存緑地  
次に掲げる土地をいう（第2 審査指針の1の(3)のイの許可の要件の2の(2)及び(3)に規定される保存緑地と同義）。

- ① 関連分譲地等の造成の計画において確保されている、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地の全て
  - ② 関連分譲地等の造成の計画において①に規定する土地以外に確保されている、関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地
- (20) 跡地の整理を適切に行うこと  
当該地に建築物（工作物）が存する以前又は当該地で行為を行う以前の土地の状態に近い状態に復する行為をいう。
  - (21) 車道  
車両の用に供しうる道路をいう。
  - (22) 車道の新築  
従来車道の開設していない土地に新たに車道を設けることをいい、既存の車道を延長する行為を含む。
  - (23) 車道の改築  
既存の車道の幅員を超えない範囲内の舗装、勾配の緩和、線形の改良、又はこれらと併せて行われる法面の改良等をいう。
  - (24) 車道の増築  
既存の車道の幅員を拡大する行為をいう。
  - (25) 残土  
工事の施行に伴い生ずる土砂のうち不要となる土砂（条例による許可を受けて行われる行為又は許可を要しない行為に流用されるものを除く。）をいう。
  - (26) 条例の規定に適合する行為  
条例の規定による同意を得た行為、認可又は許可を受けた行為、届出がなされた行為及び許可又は届出を要しない行為（公園区域外で行われるものを含む。）をいう。
  - (27) 風致の維持に支障を及ぼさない方法  
特別地域の風致の維持に支障を来さないよう、土砂の流出、崩壊防止措置及び捨土地の緑化等の措置が十分に講じられているものをいう。
  - (28) 保存緑地とされた土地における新築  
道路又は上下水道施設が新築され、分譲地等の造成が行われた後において新たに行う、保存緑地における道路（駐車場を含む。）又は上下水道の新築をいう。
  - (29) 屋外運動施設  
テニスコート、プール、スケート場等専ら屋外において運動を行うために設けられる施設であって、当該施設の表面がコンクリート、アスファルト、アンツーカー、クレイ、人工芝等によって覆われることとなっているものをいう。
  - (30) 現在蓄積  
当該森林区分内に存する胸高直径3センチメートル以上の立木の材積の合計をいう。
  - (31) 疎密度3  
当該伐区内に存する立木の樹冠の水平投影面積の合計を当該伐区面積で除したものが10分の3であることをいう。
  - (32) 標準伐期齢



森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第2項第2号に規定する立木の標準伐期齢をいう。

(33) 利用施設等

次に掲げる施設をいう。

- ① 公園事業に係る施設（条例施行規則第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）
- ② 集団施設地区

(34) 土石を採取すること

土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等を含む。

(35) 露天掘

露出した鉱物若しくは土石又は表土を除いて露出させた鉱物若しくは土石を直接掘採し、又は採取することをいい、当該掘採又は採取の面積が1㎡以下のものを除く。

(36) 水位の変動についての計画が明らかな行為

当該行為により水位又は水量が現状と異なることとなる時期及びその範囲並びに変動量に関する計画が明らかになっているものをいう。

(37) 技術的に最良の機能を有すると認められる施設

当該汚水又は廃水の排水量及び排水先水域の現況に鑑み、合理的である範囲内で、申請時において、実用化されている污水处理施設のうち、当該地域の気象条件等からして最高水準の浄化機能を発揮し得るものをいう。

(38) 広告物等

広告物、広告その他これらに類するものをいい、標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物を含む。

(39) 集積し、又は貯蔵する高さ

集積し、又は貯蔵する物の占める空間の水平投影面上における当該物の最高点と最低地盤との差をいう。

(40) 土地の形状を変更すること

行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいう。

(41) 太陽光発電施設

同一敷地内に設置される太陽光発電パネル、架台及びパワーコンディショナー等関連設備（配線、配電盤等を含む。ただし、外部系統の送電設備と接続するための配線等は除く。）

## 2 運用の方法

(1) 「申請に係る行為が、当該地域の風致景観に著しい支障を与える特別な事由があると認められる場合」  
（第1の1）

自然公園内において条例による許可を要する行為については、各種行為の区分に応じ、本審査指針を適用して判断されるべきことは当然である。

しかし、当該行為が第2 審査指針に掲げる全ての要件に適合する場合であっても、射撃場、オートレース場、廃棄物処理施設、ある種の工場の設置等、その行為による騒音、悪臭、粉塵等の発生により当該行為地周辺の風致又は景観に著しい支障を与えることが明らかな場合等においては、風致の保護の全体的な立場からその行為を不許可とする必要があるという趣旨である。

(2) 「申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為」（第1の1）

ある行為の当然の帰結として予測され、かつ当該行為と密接不可分の関係にある行為が、条例により不許可となることが確実な場合は、たとえその行為自体が第2 審査指針の要件全てに合致するものであっても許可しないことができる。このような例としては、地質調査ボーリングが第2 審査指針の4の(2)の要件に全て合致していても、これと密接不可分の関係にある工作物の新築が不許可となることが確実である場合に地質調査ボーリングを不許可とする事例が考えられる。

(3) 「県を代表する学術的価値を有していると認められる地域」(第2の1の(1)のア他)

具体的には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。

(4) 「災害により滅失した建築物の復旧のため」(第2の1の(1)のア・イ)

災害復旧の場合であって、防災上の観点から、災害前に建築物が存していた場所における新築が不合理である場合を除き、既存の建築物が存していた場所における建替えの場合に限るものとする。

(5) 「学術研究その他公益上必要と認められる」(第2の1の(1)のア・イ他)

イ 学術研究のため必要な行為とは、その行為の主たる目的が学術研究のためになされるものとし、単に学術研究が付随的な目的となっている行為は学術研究のため必要な行為とは認めないので、この観点から申請行為に関し、その申請主体、申請の趣旨、内容、効果等を十分審査する必要がある。

ロ 公益上必要な行為とは、その行為が直接的に公益に資するものに限定して考えるべきであり、例えば、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるような行為及び自然環境の保全を目的とした行為等が考えられる。また、公益上必要と認められるか否かは、当該行為を当該地で行うことの公益性と当該地を当該行為から保護することの公益性を比較衡量の上、審査する必要がある。

(6) 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの」

(第2の1の(1)のア・イ他)

①当該行為の目的、内容からみて必然的にその行為地が限定されるもの、又は②当該行為の目的、内容からみてその行為地が一定の範囲の地域内に限定され、かつ当該範囲の地域外で行うことが、経済的観点その他の観点から見て著しく不合理であるものがこれに当たり、①の例としては、現に地すべりが起きている土地又はそのおそれが顕著な土地における地すべり防止工事に関連してなされる行為、②の例としては、ある一定の区域を避けて設置するとその設置の意味がなくなってしまう航路標識の新築が考えられる。

(7) 「公園事業道路等」(第2の1の(1)のイ他)

長距離自然歩道の標識区間にあつては、状況に応じて、公園事業道路等と取り扱うこととする。

(8) 「主要な展望地」(第2の1の(1)のイ他)

利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業道路等(駐車場を含む。)のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。また、自然公園区域の内外を問わない。

(9) 「眺望の対象に著しい支障を与えない」(第2の1の(1)のイ他)

山稜線を分断する場合であっても、山稜が眺望の方向に位置しない、又は工作物が十分遠方に存し、目立たない場合については、必ずしも眺望の対象に著しい支障を与える行為とはならない。

(10) 「敷地」(第2の1の(1)のイ)

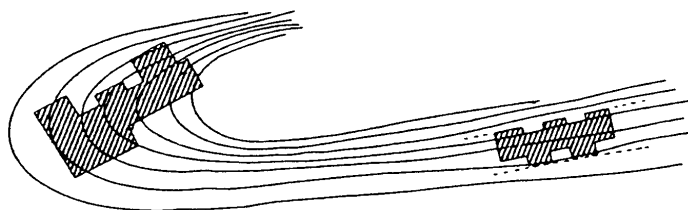
建築物の敷地界が所有界と一致している場合は問題はないが、貸別荘群や「離れ式」宿泊施設のように、一連の土地に同種の建築物を多数設けるような場合には、個々の建築物の敷地を区画させ図面等により明定させる必要がある。

(11) 「地形勾配」(第2の1の(1)のイ)

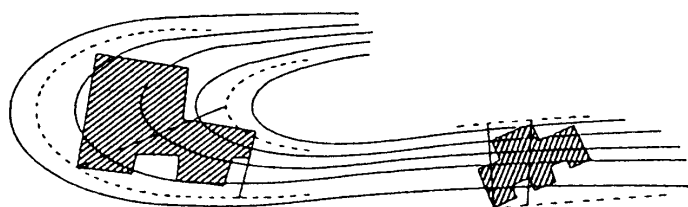
建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のうち最急部分の地形勾配を算定するものとするが、建築物の形

態が複雑である場合等にあつては次の手順により算定する。

- ① 申請書に添付された地形図その他の地形を記した図面において、土地の形状変更を行わずに建築物を設けたと仮定した場合の当該建築物に接する部分の標高の最高点と最低点を選定する。（該当する点が複数存する場合には、最高に該当する点と最低に該当する点とを相互に結ぶ直線が最短となる場合の两点とする。）



- ② 最低点と等しい標高の線上の最高点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最高点とを直線で結ぶ。同様に、最高点と等しい標高の線上の、最低点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最低点とを直線で結ぶ。



- ③ ②の直線のうち短い方の直線の勾配を算定する。

(12) 「路肩」(第2の1の(1)のイ他)

路肩が明確でない場合には、道路として認識され得る部分の両端を適宜路肩として選定する。なお、「路肩」については、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第10号に規定する定義(道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行車道に接続して設けられる帯状の道路の部分)によるものとする。

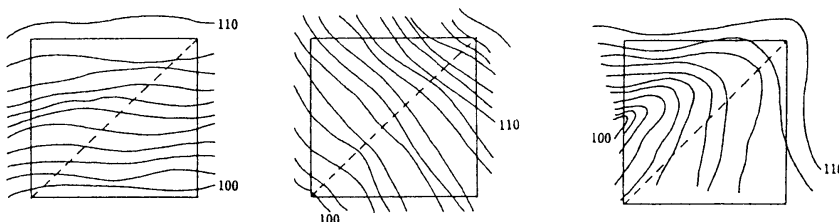
(13) 「地表に影響を及ぼさない方法」(第2の1の(2)のア)

ずい道によるものを指すが、ずい道であっても、新築(改築又は増築)により、地下水脈が切断されること等により地表の植生等に影響を与えることが予想されるもの又は排気口が植生復元の困難な地域等の地表に露出することとなるものを除く。

(14) 「勾配」(第2の1の(3)のイ)

申請書に添付された地形図上に落とした30mメッシュごとに判断することとし、メッシュの一边又は対角線を基線として測定した勾配のいずれか一つでも30%を超えるメッシュの区域内全域を、30%を超える土地とする。

なお、この場合、地形勾配が30%を超えるか否かの算定は、等高線が基線と交差する本数を数えることで足りるものとし、その本数(メッシュの頂点を通過するものは含めない。又同一標高であるものは1本と数える。)が、次の表に掲げる数以上の場合に、当該勾配は30%を超えるということとする。



等高 基線	1 m間隔の等高線	2 m間隔の等高線
周 辺 の 一 辺	10	5
対 角 線	15	8

- (15) 「関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地が保存緑地として確保されている」

(第2の1の(3)のイ)

保存緑地は既存の樹林地に配置することとし、やむを得ず植生が損なわれた場所を保存緑地とする場合にあっては、当該地域周辺から供給された種苗(移入種を除く。)等を用い緑化し樹林化することとする。

保存緑地の配置に当たっては、勾配が30%を超える土地の周辺地域も必要に応じ保存緑地とする等風致の維持上不自然にならない配置となるよう指導する。

- (16) 「関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下である」(第2の1の(3)のイ)

20haを超える分譲地等の造成がなされることが明らかな計画になっているものにあつては、その計画のうち20ha以下の分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築のみを許可の判断の対象とし、さらに、この部分を許可した場合であっても、これに続く分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築の可否の判断は、前に許可したものに係る分譲地等の造成が、第2の1の(3)のイに掲げる全ての要件に該当する方法で実際になされたことを確認した上で行うものとする。

なお、この場合、1回の許可に係る分譲地等の相互間には十分な緩衝緑地を設けさせることにより、各分譲地等が独立した形態とみなせることが必要である。

- (17) 「総施設面積の敷地面積に対する割合」(第2の1の(4)のイ)

テニスコート等の屋外運動施設と管理棟等の建築物が併設される場合が考えられるが、こうした場合にあつても、建築物については第2の1の(1)の要件が適用されるので、第2の1の(1)のイの①から⑤までの各区分に掲げる建築物毎に定められている建ぺい率を超えた建築物は、当該要件に適合しない。

なお、この場合、敷地面積として算定する土地には屋外運動施設の敷地面積として算定する土地を含むこととする。

- (18) 「野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと」

(第2の1の(5)のイ他)

本要件は、単にこの計画内容のみから判断しても、他に資料を参照するまでもなく、野生動植物の生育又は生息を含めて風致又は景観の維持上重大な支障が生ずることが明らかなものは許可しないという趣旨である。

- (19) 「伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定」(第2の2のイ)

伐採予定森林が比較的大面積にわたる場合には、定められた択伐率内において伐採を平均化させる必要があるという趣旨である。

この趣旨に鑑み、森林の最小区分内においても伐採が一部の地域に集中しないよう指導することが望ましい。

なお、森林の最小区分としては、林班若しくは小班界又は土地所有界による区分を用いることが適当である。

- (20) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為」(第2の2のア・イ)

この例としては、地域住民が自己の用に供する薪炭等を得るために行う木竹の伐採が考えられる。

- (21) 「測量のために行われる行為」(第2の2のア・イ)

測量のために行われる木竹の伐採であっても、当該測量の目的となる行為が条例により許可される見込みのないものについては、第1の1の(2)の規定により許可しないこととする。

- (22) 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること」  
 (第2の3)  
 当該範囲の地域外で行うことが、その行為地の特殊性その他の観点から見て著しく不合理である場合がこれに当たる。
- (23) 「露天掘以外の方法」(第2の4)  
 掘採又は採取の面積が1㎡を超えない露天掘の方法による行為については、露天掘以外の方法による行為として取り扱うこととする。
- (24) 「露天掘以外の方法によることが著しく困難と認められるもの」(第2の4の(1)のイ)  
 鉱業権の対象となる鉱物が地表近くに存在する場合等であって、露天掘以外の方法で掘採することが露天掘で掘採する方法に比して技術的、経済的に著しく不合理と認められる場合がこれに当たる。
- (25) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為」(第2の5)  
 この例としては、地域住民が自己の用に供するため引水する行為等が考えられる。
- (26) 「知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないこと」(第2の6)  
 第2の6の許可の要件の1の要件を満たす污水处理施設を用いた場合であっても、当該湖沼等の現況を保全しないと認められる排出は、これを許可しないものとし、他の方法により污水等の処理を行わせるという趣旨である。

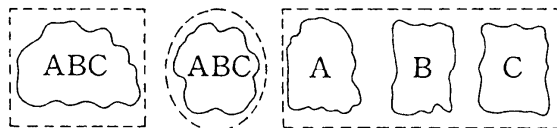
(27) 「表示面の面積」(第2の7)

表示面の面積は以下の方法により算定する。

イ 表示板の場合

表示板の面積を算定する。表示板の形状により板面積の算定が困難な場合には、当該表示板を内包できる長方形又は円の面積を算定する。

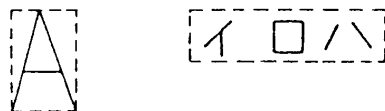
なお、表示板が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の表示板を内包できる長方形又は円の面積を一表示面として算定する。また、表示面の両面に表示されている場合は、両面合わせて一表示面とする。表示面が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合であって、表示面の配列が同一平面上にない場合には、ハにより算定する。



ロ 壁面等に表示する場合

表示する文字等を内包できる長方形又は円の面積を算定する。

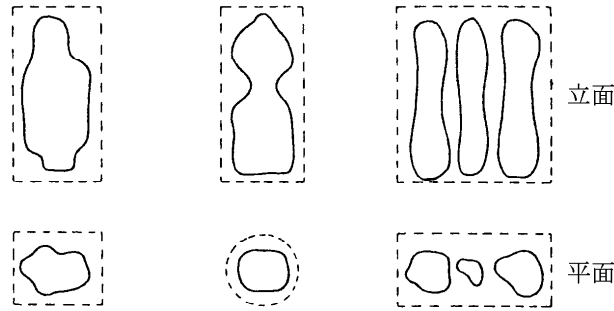
なお、表示する文字等が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の文字等を内包できる長方形又は円の面積を一表示面として算定する。



ハ 立体的な広告物の場合

広告物の側面積を算定する。広告物の形状により側面積の算定が困難な場合には当該広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。

なお、広告物が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を一表示面として算定する。



- (28) 「設置目的、地理的条件に照らして必要と認められること」(第2の7)

第2の7のⅡに規定する場所に誘導するという目的のため必要最小限の行為のみ認めるという趣旨であり、設置場所は主要道路からの分岐点等に限られる。

- (29) 「複数の広告物の乱立を整理する目的で統合する場合にあっては、表示面の面積の合計が10㎡以下であること」(第2の7)

一定の地域に個々の広告物が無秩序に多数設置される場合よりも、一つの広告物に統合される方が風致景観の維持上望ましい場合には、表示面積が1㎡を超える統合広告物を認めるという趣旨である。

ただし、この場合であってもその統合広告物の表示面積は10㎡以下であり、かつ個々の表示面積は1㎡以下でなければならない。

- (30) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる行為」(第2の8)

この例としては、地域住民が自己の日常生活の用に供するため土石等の指定された物を集積又は貯蔵する行為が考えられる。

- (31) 「農林漁業に付随して行われる行為」(第2の8)

この例としては、耕作の際に発生した土石等を集積する行為が考えられる。

- (32) 「自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められること」(第2の8)

物の集積は風致の維持に支障を及ぼすおそれが大きいことから集積又は貯蔵の期間及び規模は必要最小限とすることが望ましく、例えば、期間については集積又は貯蔵する物の取扱いに他法令の処分が必要な場合は当該他法令の処分に要する期間を許可の期限とし、規模については許可期限の範囲内に処理できる規模とする。

- (33) 「主要な公園利用地点」(第2の8)

この例としては、園地、広場、休憩所、展望施設等のほか、公園事業道路等(駐車場を含む。)が考えられる。

- (34) 「崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと」(第2の8)

- ①集積又は貯蔵により変形・腐食・損壊しない性質又は品質を有する容器を使用した物の集積又は貯蔵、  
②安定勾配による物の集積又は貯蔵等がこれに当たる。

なお、廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成10年5月7日、衛環37、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)第7 廃棄物の保管基準に関する事項等を参考とし、適宜廃棄物関係課に確認等を行った上で適合の有無を判断することとする。

- (35) 「集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成する」(第2の10)

この例としては、分譲地や墓地を造成すること等が考えられる。

なお、分譲地等のための道路又は上下水道施設の設置のみを行う行為は、工作物の新築として把握し、第2の1の(3)を適用する。

(36) 「土地を階段状に造成」(第2の10)

傾斜地を階段状に造成する行為がこれに当たり、農林漁業を営むために必要と認められるものの例としては、傾斜地の棚田や果樹園等が考えられる。

(37) 「絶滅のおそれ」(第2の11・13)

申請に係る特別地域内において、野生植物(又は動物)の種又は個体群について、当該種又は個体群の存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないこと、その個体の数が著しく減少しつつあること、その個体の主要な生育地(又は生息地)が消滅しつつあること、その個体の生育(又は生息)の環境が著しく悪化しつつあることその他当該野生植物(又は動物)の当該特別地域における存続に支障を来す事情があること等がこれに当たる。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種、同法第5条第1項に規定する緊急指定種及び岡山県希少野生動植物保護条例第8条に規定する指定希少野生動植物は、本要件において絶滅のおそれがある動植物として取り扱う。

(38) 「当該特別地域における当該植物(又は動物)の保存に資する場合」(第2の11・13)

保護増殖した個体の当該特別地域内への再導入、当該特別地域内における当該種の保存(保護増殖)に必要な知見を得るための調査研究、当該特別地域における当該種の遺伝子を保存するために必要な行為(いわゆるジーン・バンク)等がこれに当たり、専ら他地域へ当該種を移植することを目的とする行為、保護増殖した個体を販売する場合等はこれに含まない。

(39) 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為」

(第2の16・17)

この例としては、乗入れ規制地域の指定以前から生業として長期にわたり継続して行われていた行為であって、貨物、遊漁等の船舶運航業者が自ら行う動力船の使用、条例による許可を得て行われる行為の遂行、自己所有地の管理のために行う車馬の使用等が考えられる。

(40) 「野生動植物の生息、生育又は繁殖上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれ」

(第2の16・17)

この例としては、静ひつな雰囲気が保たれている場所において、静ひつさを著しく阻害するような爆音を発することや、野鳥等の生息を脅かしたり、林床植生を踏み荒らすようなこと等が考えられる。

(41) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められる」(第2の16・17)

この例としては、地域住民が行う物資の搬送を目的とする車馬の使用等が考えられる。